

さけます人工孵化放流に関する古文書の紹介(4)千歳川に関連する明治期の文書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野川, 秀樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2009639

This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.



さけます情報

さけます人工孵化放流に関する古文書の紹介 (4)

千歳川に関連する明治期の文書

のがわ ひでき
野川 秀樹 (北海道区水産研究所)

はじめに

「千歳川」, 支笏湖に源を發し, やがて石狩川に注ぐこの川は, 北海道におけるさけます人工孵化放流の歴史を語る上で欠かすことのできない河川です. 今回はこの千歳川に関連する明治期の三つの文書を紹介します.

まず最初に, 紹介する文書への理解の一助とするため, 開拓使によって行われた偕楽園での最初の孵化試験から, 明治 21 年の千歳中央孵化場の創立による本格的な実施まで簡潔に辿ってみたいと思います.

開拓使が置かれた明治 2 年から明治 15 年までの間は, 近代北海道の創成期で, 開拓使は産業の振興を積極的に推進します (札幌市 1991). さけます人工孵化放流についても, サケ漁業は北海道における重要な産業であるとの認識から, 乱獲により減少した資源の回復を図るため, 偕楽園に設置した孚化所などで人工孵化に関する試験に取り組みます (秋葉 1980).

その一方で, 開拓使はサケの保全を目的に河川でのサケ漁禁止などの規制も設けます. 代表的なものとしては, 明治 9 年 8 月に「テス網」漁 (川を横断するように木杭を打ち, これに沿って網を張ることで魚の遡上を遮断し捕獲する漁法) と夜漁を禁止する「開拓使乙第 9 号」を, 明治 11 年 10 月には河川での曳網以外の漁法の禁止, 支川でのさけます魚の全面禁止等を内容とする「開拓使乙第 30 号」を布達します (北海道庁 1891). 後者の布達により, 千歳川ではさけます魚が全面禁止となります. 更に, 札幌県 (開拓使廃止後の行政機関として札幌県, 函館県, 根室県が設置され, 千歳方面を管轄したのが札幌県) は, 前述の規制に加えて, 千歳川では明治 16 年から監守人を配置して, 密漁取締の徹底を図ります. そして, 明治 21 年に至り北海道庁 (以下「道庁」) は, 千歳川上流に千歳中央孵化場を創立し, 官を中心に民間と一体となった人工孵化放流を本格的に実施することになります.

このような明治期の状況をご理解いただいた上で, 北海道立文書館に保存されている資料から偕楽園で行われた最初の孵化試験に関する文書及び内村鑑三の自筆復命書を, そして, 国立公文書館から千歳中央孵化場の創立に係る予算要求資料を紹介します.

偕楽園に造られた最初の孵化施設

偕楽園は, 明治 4 年に開拓使が札幌市街の北部に設

置した公園です. その機能は公園という言葉から連想される「憩いの場」というよりも, 産業振興に重きが置かれ, 工業試験場とも言うべき製造所, 西洋の農業技術を実地に研究する博物所や温室などが設けられます (札幌市 1991). サケの孵化試験を行う「孚化所」と称される施設も建築されます. この孚化所の竣工は明治 12 年 11 月で, 水車によって水を汲み上げ, 落差をもたせて 6 段の孵化槽が配置されました (開拓使 1879a, 図 1).

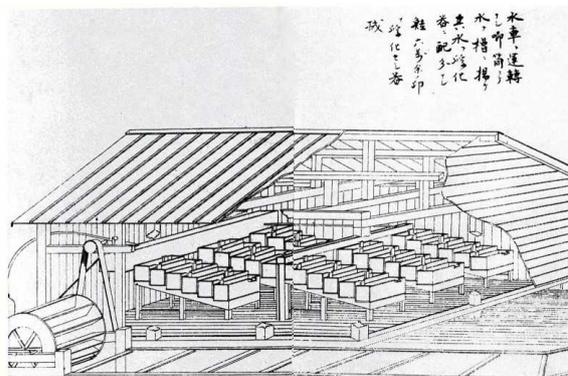


図 1. 偕楽園に設置された孚化所 (明治 12 年竣工). 北海道鮭鱒ふ化放流事業百年史史料編 (1988) から転載.

ところで, 最初の孵化試験ですが, これが行われたのは明治 11 年 1 月のことで, 孚化所が作られる前年のことです. つまり, 最初の孵化試験は上述の孚化所ではなく, 別の施設で行われたこととなります. それは一体どのような施設で, どのような方法で試験は行われたのでしょうか.

開拓使の記録によれば, 最初の孵化試験は千歳川のサケから採卵した受精卵を用いて行われ, 「偕楽園ノ側ラニー宇ノ試験場ヲ設ケ, 孵化法ヲ施コセリ」とあることから (開拓使 1879a), 試験場と称される施設で行われたこととなります. その略図 (図 2) が「偕楽園ニ試験場設ケ鮭卵孚化試験ノ件」という文書 (開拓使 1879b) に, 綴られていました.

略図から試験が行われた施設は, 広さ 24.3 m² (三間 (5.4 m) × 二間半 (4.5 m)) 程の小屋風の簡便な建物であったことが知られます. 試験方法については, 「底に微細な銅線の網を張った箱に受精卵を入れ, それを試験場の中の一線の流水に浸し, 受精卵が振動しないように水量を調整して管理した」と記述されています (開拓使 1879a). この文章だけでは, どのよう

に試験が行われたのかをイメージするのは難しいのですが、略図から施設の真ん中に一本の水路を設け、注水部と排水部には網戸を設置し、そして、受精卵は 2本の杭で水路内に固定した 2つの箱（長 50 cm×巾 26 cm×深 20 cm）に収容して行われたことが分かります。

受精卵は雌 15 尾から採卵されていますが、その卵数については記述がありません。そのため、生残率などの試験成績を知ることはできませんが、水虫（「俗ニ横田海老ト唱フ、別紙図面ヲ参覧スベシ」との注書きがあり、図面の絵からヨコエビの一種と推察されます）及び鼠の害、孵化時における強水流による物理的な損傷により多くのものが死亡し、最終的に稚魚まで成育したのはわずか 2 千尾あまりに過ぎずと記述されています（開拓使 1879a）。初めての試験で思うような成績を残すことができなかつたことを窺わせるような書き振りになっています。

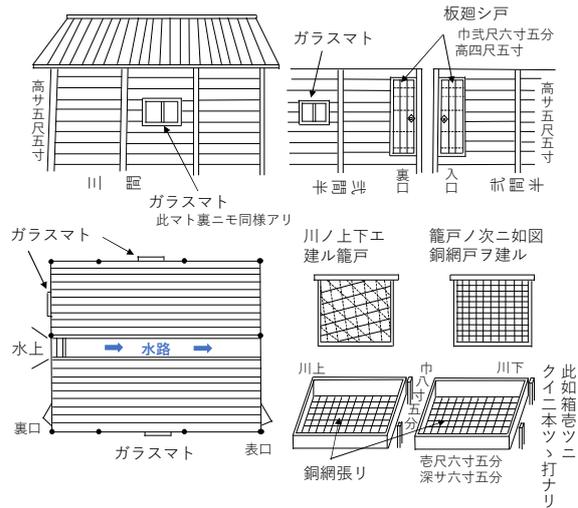


図 2. 最初の孵化試験が行われた施設の略図。原図は劣化が進んでいるため、原図に基づき作図して表示しました。青字は筆者が追加。その他の文言は原文のまま。

内村鑑三自筆の復命書

後に著名な思想家として知られることとなる内村鑑三は、明治 14 年 7 月に札幌農学校を卒業後開拓使に勤務します。その後、明治 16 年 4 月に札幌県に辞表を提出して上京するまでの間、開拓使及び札幌県において水産行政に携わります（北海道 1971）。

このわずか 2 年弱の在職期間に、内村はサケに関して「千歳川鮭魚減少の源因」（内村 1882）、「石狩川鮭魚減少の源因」（内村 1884）などの論文を発表しています。この他に、開拓使や札幌県の文書の中に、内村の自筆と判断されるもの、あるいは自筆ではないものの内村の作成した文章と考えられるものが残されており、「内村鑑三全集第 1 巻」（岩波書店 1981）には、それら 20 点余りが収録されています。

今回紹介する自筆の復命書（図 3）は、比較的最近になって伊藤氏によって発見されたもので（伊藤 2003, 山田 2004）、明治 15 年 11 月に札幌県勸業課雇の十河定道と共に、千歳川のサケの遡上や産卵状況を巡視した際の復命書です（開拓使 1882, 図 3）。明治 15 年 12 月 7 日という日付の後に御用係内村鑑三という名前と押印が見られます。復命書の提出先は、札幌県令調所廣丈となっています。

この頃の千歳川の本支流は、前述した「開拓使乙第 30 号」布達によりさげます漁は全面禁漁となっていました。当時内村が所属する札幌県勸業課ではサケ漁解禁の検討が行われており、この件に関しては、復命書の中で更に十分な調査が必要であると述べています。一方、密漁者の取締については、「尤モ産卵地ニ於テ、別紙復命ノ通り、密漁者有之様相聞候へ共、若シ之ヲ厳禁セハ、該地旧土人ヲシテ饑餓ニ落陥スルハ憐然ノ至リニ存候間、本年ハ例年ノ通りニ見認置キ、別ニ看守等ヲ要セスシテ可然義ト存候。此段復命仕候也」（図 3 の点線枠内の部分）と述べ、厳しい取締は「旧土人をして饑餓」に陥らせることから、監守人を

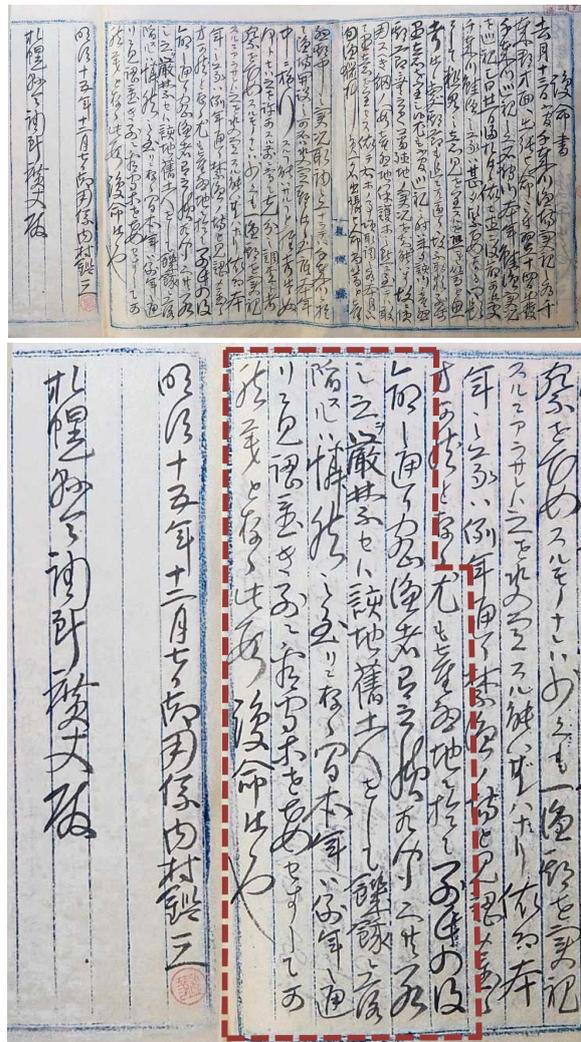


図 3. 内村鑑三の自筆復命書。上図：実物は 3 頁にわたって書かれていますが、それを合わせて表示しています。下図：2 頁目の 5 行目以降を拡大表示しています。点線枠内の解読文は本文中にあります。

配置してまで取締を行う必要はないと復命しています。しかしながら、この意見は容れられず、札幌県は監守人を配置して密漁者を厳しく取り締まる方向へと舵を切ります。明治16年9月から監守人2名を配置して、産卵期間に取締が行われることとなります。

この復命書には、「千歳川」と題する別紙が添付されています。その内容は、一つ目は千歳川の支笏湖から石狩川に合流するまでの河川環境について、二つ目はサケの遡上時期や産卵場所について、三つ目はサケ漁の歴史について、そして最後に千歳川のサケ漁を解禁する場合の具体策について記述されています。サケ漁の歴史のところには興味深い内容が書かれており、特に目を引いたのは、千歳川では松前藩所領の文化期から上流部を「鮭産卵蕃殖場」として、番人を置いて密漁を監視し、サケ漁は千歳駅から下流漁太の間のみで行われていたという事実でした(図4)。大凡200年以上前から上流部をサケの重要な産卵場所として位置付け、サケの保全が図られていたのは驚きでした。関係箇所を原文のまま載せます(アンダーラインの地名も原文のまま)。

「松前侯所領中、文化年度ヨリ山田文右衛門ナルモノ、専ラ此川ノ漁業ニ従事シ、鮭ヲ獲テ毎年之ヲ箱館ニ輸送シ、當地ノ一産物トナシタリ。其時今ノ千歳駅即チ千歳橋ヨリ上流、ヤンゴウシヨリブイラツプノ上未遶迄ヲ、鮭産卵蕃殖場トナシ、文右衛門番人ヲ置キ其蕃殖場ニ於テ、密カニ漁獵ヲナスモノヲ監視シタリ(中略)其橋ヨリ下流、千歳ヨリ漁太迄ヲ漁場トシ(此間冬季凍レコトナシ)、長都沼ノ上三統、カマツカ一統、漁太二統ノ建網ヲ施シ漁獲ス、漁期ハ十二月二十日ヨリ施行シ始メ一月(翌年)ニ終ル」。

千歳中央孵化場創立に係る予算要求資料

千歳中央孵化場は、道庁の初代水産課長である伊藤一隆によって、明治21年12月に創立されます。この創立目的として、広く引用されているのが、伊藤が明治21年5月に「本道に鮭鱒人工孵化場の設立を望む」と題して行った演説(伊藤1888)です。要約すると、「熟練した技術者からなる官営の中央孵化場を造り、ここで受精卵を確保し輸送可能となる発眼期まで管理する。そして、その発眼卵を中央孵化場から資源を増やそうとする各地の民間の簡易な孵化場に配布する。こうすることで、民間では施設の建設経費の節減につながるるとともに、熟練技術者の確保も必要なくなる。このような官営中央孵化場を中心とした人工孵化放流の体制が、最も合理的で経済的である。そして、中央孵化場を設置する最適の地は千歳川である。」と述べ、ここに述べられた目的で創立されたと考えられています(秋葉1980, 小林2009)。果してそれは事実なのでしょうか。

新たにこのような施設を創るには、道庁内部の決裁も必要となることから、設立目的等が記述された何



図4. 復命書に見る鮭産卵蕃殖場とサケ漁の区域。千歳橋は室蘭街道の千歳川に架かる橋で、当時、千歳駅は千歳橋の近くにありました。

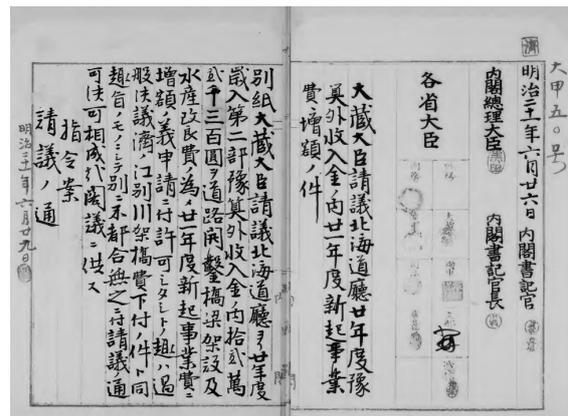


図5. 千歳中央孵化場の創立に係る予算要求資料。上図：道庁の予算要求が閣議に供され、請議のとおり決定したことを示す文書。下図：予算要求文書に添付の仕様書の「水産改良費」の部分抜き出して表示しています。

らかの公文書が存在するのではないかと考えられます。しかしながら、道庁設置後の明治19年から明治40年頃までの文書のほとんどは、明治42年の道庁本庁舎の火災で焼失していることから（北海道立文書館2014）、道立文書館で目にすることはできませんでした。そんな折、そのことが書かれた文書を偶然に国立公文書館の資料の中に発見します。道庁が千歳中央孵化場の建設等に必要の予算を大蔵省に要求し、閣議に供せられた文書で、件名が「北海道庁二十年度予算外収入金ヲ二十一年度新起事業費ニ増額ス」という資料（国立公文書館1888）です。

この資料は、明治21年6月16日付けで道庁長官永山武四郎が大蔵大臣宛に増額を求めて発出した文書、時の大蔵大臣伯爵松方正義が内閣総理大臣黒田清隆に閣議の開催を要請した文書及び閣議に供された文書の3点から成っています。永山武四郎が大蔵大臣宛に発出した文書には、要求理由が書かれた鑑文に、明治20年度の歳入予算増減一覧表及び新起事業の仕様書が添付されています。

図5には、閣議に供された文書と新起事業の仕様書の一部を載せました。道路開墾費などと一緒に、「水産改良費」として13,000円が要求されています。

水産改良費の要求理由に、「蕃殖ノ方法二種アリ。一種ヲ保護蕃殖トシ、一ヲ人為蕃殖トス。而シテ、本道天賦特有ノ産タル淡水魚（鮭鱒）ノ如キハ、人為蕃殖即チ人工孵化ニアラサレハ著シキ好結果ヲ得ル能ハサルハ、已各国経験上争フヘカラサルモノナリ。故ニ之ヲ繁殖ヲ謀ラント欲セバ、須ラク適当ノ地ヲトシ中央孵化場ヲ設ケ、卵子ノ成熟セルモノヲ各種川ノ軽便孵化場ニ分輸シ、以テ孵出放流ヲ要ス。（以下略）」

（図5）と書かれており、前述の演説の趣旨と合致した内容で予算要求が行われています。

閣議は明治21年6月26日に開かれ、「請議案ノ通」に決定しています。かつて開拓使長官を務めたこともある内閣総理大臣黒田清隆の押印も見られます。明治21年12月に千歳中央孵化場は孵化室等の完成を見ていることから、予算決定後わずか半年足らずで出来上がったこととなります。

因みに、「明治二十年度予算外収入金」ですが、道庁は明治20年度に官営施設や土地等の民間への払い下げを行っており、その収入金であったことが要求書に添付の明治20年度の予算増減一覧表から分かります。

おわりに

千歳川に関連する明治期の三つの文書を紹介しました。いずれも北海道におけるさけます人工孵化放流の歴史に深く関わるものです。初めての孵化試験が行われ施設の略図や千歳中央孵化場の創立に係る予算要求資料は、筆者の知る限りでは恐らくこれまでに紹介さ

れたことのないものと思われます。特に、国立公文書館の資料の中に発見した予算要求に係る公文書は、千歳中央孵化場の創立目的が記述されている重要な資料と言えます。

最後に、資料の閲覧等にご協力をいただいた道立文書館に記して感謝申し上げます。

引用文献

- 秋葉鉄之. 1980. 千歳 さけ・ますふ化事業創設の記録. 北海道さけ・ます友の会, 札幌, pp.24-32.
- 千歳市. 1983. 増補千歳市史. 千歳市史編さん委員会, 千歳. p.46.
- 北海道. 1971. 北海道開拓功労者関係資料集録（上巻）. 北海道, 札幌. p.53.
- 北海道さけ・ますふ化放流百年史編さん委員会. 1988. 北海道鮭鱒ふ化放流事業百年史史料編. 百年記念事業協賛会, 札幌. p.13.
- 北海道庁第一部記録課. 1891. 沿革類聚布令目録. 北海道庁, 札幌. pp.723-738.
- 北海道立文書館. 2014. 開拓使文書のさがし方. 文書館利用講座資料, p.1.
- 伊藤一隆. 1888. 本道に鮭魚人工孵化場の設立を望む. 北水協会報告, 35:2-5.
- 伊藤 繁. 2003. ほっかいどう漁業史再発見. 私家版, 札幌. pp.168-169.
- 岩波書店. 1981. 内村鑑三全集第1巻. 岩波書店. 東京. 539pp.
- 開拓使. 1879a. 魚卵孵化方法ノ件. 魚卵孵化関係書類自明治十一年至同十四年（簿書4559）, 件番号:20.
- 開拓使. 1879b. 偕樂園ニ試験場設ケ鮭卵孵化試験ノ件. 魚獣皮類集 明治十二年（簿書3752）, 件番号:1.
- 開拓使. 1882. 千歳川鮭監守ニ関スル件. 札幌県治類典 水産 第一 明治十七年自一月至三月（簿書8738）, 件番号:2.
- 小林哲夫. 2009. 日本サケ・マス増殖史. 北大出版会, 札幌. pp.83-88.
- 国立公文書館. 1888. 北海道庁二十年度予算外収入金ヲ二十一年度新起事業費ニ増額ス. 公文類聚・第12編・明治22年,（請求記号:類00363100）.
- 札幌市. 1991. 新札幌市史第二巻. 札幌市教育委員会, 札幌. 1047pp.
- 内村鑑三. 1882. 千歳川鮭魚減少の原因. 大日本水産回報告, 1:83-85.
- 内村鑑三. 1884. 石狩川鮭魚減少の原因. 大日本水産回報告, 26:10-20.
- 山田伸一. 2004. 千歳川のサケ漁規制とアイヌ民族. 北海道開拓記念館研究紀要, 32:119-141.